賃　貸　借　契　約　書　（案）

1　件　　名　　デジタル複合機通し料（郵便局、消防局出張所等）（単価契約）
2　規　　格
3　台　　数　　２７台以内（臨時設置分を除く。）
4　設　置　場　所　　郵便局ほか
5　予定総数量　　モノクロ　　４，６６０，５００枚以内
　　カラー　　３５３，５００枚以内
6　契約金額（単価）　　モノクロ　　円に 100 分の 110 を乗じて得た金額
　　カラー　　円に 100 分の 110 を乗じて得た金額
　　（２色プリントカウントが可能な機種の場合、２色で出力した場合の通し料の単価はモノクロ通し料単価の３倍（小数第2位未満切捨て）とする。
7　予定総金額　　円以内(取引に係る消費税及び地方消費税を含む)
8　履行準備期間　　契約日から令和９年３月 31 日まで
9　賃貸借期間　　令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで
10 契約保証金　　免除この契約に係る契約保証の種類は，次のうち　　とする。
　　契約保証の種類
　　① 契約保証金の納付 ②銀行等の金融機関の保証 ③履行保証保険による保証
11 代金の計算方法　　使用数量未確定のため単価契約とし,代金は毎月数量が確定した段階において計算する。

上記物件について，発注者　岡山市（以下「甲」という。）と供給人　　（以下「乙」という。）とは，おのおの対等な立場における合意に基づいて，次の条項により契約を締結するものとする。

（契約の目的）

第１条　この契約は，乙が複写機等を甲の使用に供し，適切な操作方法の指導と保守点検及び消耗品等（用紙を除く。以下同じ）の補給を行うとともに，正常な複写物を甲に供給すること並びに甲が所定の料金を支払うことを目的とする。

（契約の保証）

第２条　乙は，この契約の締結と同時に，次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければならない。ただし，第４号の場合においては，履行保証保険契約の締結後，直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額(第５項において「保証の額」という。)は，賃借料額の１００分の１０以上としなければならない。

３　乙が第１項第２号又は第３号に掲げる保証を付す場合は，当該保証は第２４条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により，乙が同項第２号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第３号に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納付を免除する。

５　賃借料額に１割を超える増減額変更があった場合には,保証の額が変更後の賃借料額の１０分の１に達するまで,甲は,保証の額の増額を請求することができ，乙は，保証の額の減額を請求することができる。

（乙の死亡等）

第３条　乙が死亡し，又は資格を喪失したときは，その遺族又は利害関係人は，死亡又は資格喪失後，７日以内にその旨を甲に届け出なければならない。ただし，甲において正当な理由があると認められるときは，特に延長することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　乙は，この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，若しくは承継させ，又はその権利を担保に供してはならない。ただし，甲の承認を受けたときはこの限りではない。

（複写機等及び消耗品等の所有権）

第５条　複写機等及び消耗品等の所有権は乙に属し，甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用，管理しなければならない。

（複写機等の保守）

第６条　乙は，甲が複写機等を常時正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して点検，調整を行わなければならない。

２　複写機等が故障した場合，甲の要請により，乙は技術員を設置場所に派遣して修理に着手し，速やかに正常な状態に回復させなければならない。

（消耗品等の供給）

第７条　ドラム，ドラムカートリッジ又は感光ベルト等の感光体及びデベロッパーは，乙の技術員の点検又は甲の通知に基づき，画質維持のため乙が必要と認めた場合，乙はこれを取り替える。

２　複写物供給に必要なその他の消耗品等については，乙の指定する者の巡回又は甲の申し出によって予備手持ち量の不足を知った場合，乙は当該消耗品等を供給する。

（機密の保持）

第８条　乙は，知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らしたり，又は他の目的に利用したりしてはならない。

（監　督）

第９条　甲は，必要と認めるときは，随時乙の契約履行状況を監督指導することが出来る。

（複写物供給枚数）

第１０条　乙は，毎月末日において，甲の検査を受けて，複写物供給枚数を算出する。

（代金の請求）

第１１条　乙は，第１０条の検査に合格したときは，所定の手続きに従い複写物供給月額の支払いを請求する。

２　甲は，乙から請求書を受理したときは，その日から起算して３０日以内に複写物供給月額を支払わなければならない。

（供給の変更，中止等）

第１２条　甲は，必要があると認めるときは，複写物の供給についてその内容を変更し，又は一時中止することができる。この場合において，契約金額等を変更する必要があるときは，乙と協議のうえこれを定めるものとする。

２　甲は，前項の規定により，乙が損失を被ったときは，乙と協議のうえこれを補償することができる。

（複写物供給単価の変更）

第１３条　契約締結後において物価及び賃金等の変動を理由として，複写物供給単価の変更をすることはできない。ただし，経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ，複写物供給単価が著しく不適当となったときは，その実情に応じて，甲は，乙と協議のうえ，複写物供給単価を変更することができる。

（設置場所の変更）

第１４条　甲は，頭書４の設置場所を変更する場合は，あらかじめ乙に通知し，乙の承諾を得なければならない。複写機等の移動は乙が実施することとし，移動に関する費用は移転場所に関わらず乙において無償で行うこととする。

（甲の任意解除権）

第１５条　甲は，複写物が供給されるまでの間は，次条又は第１７条の規定によるほか，必要があるときは，この契約を解除することができる。

２　甲は，前項の規定によりこの契約を解除した場合において，乙に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

第１６条　甲は，乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

(1) 契約期間内に契約の履行をしないとき，又は，その履行の見込みがないとき

(2) 契約の履行に当たり甲および甲の担当職員の指揮監督に従わないとき，又はその職務の執行を妨害し，契約の目的が達せられないとき。

(3) 前各号のほか，法令若しくは岡山市契約規則（平成元年市規則第６３号）又は契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第１７条　甲は，乙が次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において，残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において，乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか，乙がその債務の履行をせず，甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規

定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権又は請負代金債権を譲渡したとき。

(7) 第１５条又は第１６条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を，乙が法人である場合にはその役員，その支店又は物品供給等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が，暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ　役員等が，暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ　下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約に当たり，その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら，当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が，アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に，甲が乙に対して当該契約の解除を求め，乙がこれに従わなかったとき。

ク　入札，随意契約のための見積り及び契約の履行に際し，暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず，遅滞なくその旨を発注機関に届け出なかったとき。

(9) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(10) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(11) 甲から岡山市指名停止基準別表第７項第１号ア，同項第２号ア，第８項第１号又は第９項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１８条　第１６条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは，甲は，前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第１９条　乙は，甲がこの契約に違反したときは，相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときは，この契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第２０条　乙は，次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したため，契約金額が３分の１以下に減少したとき。

(2) 契約の履行の中止期間が契約期間の２分の１を超えたとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２１条　第１９条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは，乙は，前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約解除等の通知）

第２２条　甲は，契約の解除等の通知をするときは，乙に対し，書面により遅滞なく行うものとする。

（契約解除に伴う措置）

第２３条　契約が複写物の供給前に解除された場合において，既済部分又は既納物品があるときは，乙は，指定期間内にこれを引き取り，原状に復さなければならない。

２　前項の場合において，甲は，乙が正当な理由なく指定期間内に原状に復さないときは，これに代わって原状に復することができる。

３　甲は，第１項の規定にかかわらず，契約が複写物の供給前に解除された場合において，必要があると認めるときは，既済部分又は既納物品を検査の上，引渡しを受けることができる。引渡しを受けたときは，これに相当する代金を乙に支払わなければならない。ただし，違約金を徴収するときは，支払金はこれと差し引き清算することができる。

４　第１項および前項に規定する措置の期限，方法等については，契約の解除が第１６条，第１７条又は次条第３項の規定によるときは甲が定め，第１５条，第１９条又は第２０条の規定によるときは甲及び乙が協議して定めるものとする。

５　物品納入後にこの契約が解除された場合は，解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協

議して決める。

（甲の損害賠償請求等）

第２４条　甲は，乙が次の各号のいずれかに該当するときは，これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限までに複写物の供給をすることができないとき。

(2) 引き渡された複写物に契約不適合があるとき。

(3) 第１６条又は第１７条の規定により，複写物の供給後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは，前項の損害賠償に代えて，乙は，契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，甲が違約金を徴収する必要がないと認めたときは，この限りでない。

(1) 第１６条又は第１７条（第１１号を除く。）の規定により複写物の供給前にこの契約が解除されたとき。

(2) 複写物の供給前に，乙がその債務の履行を拒否し，又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は，前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において，破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において，会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において，民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは，第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号の場合においては，甲は，契約金額から既済部分又は既納物品に相応する代金を控除した額につき，遅延日数に応じ，年３パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

６　甲は，第２項の規定により支払われた金額が契約解除により甲に与えた損害を補填することができないときは，その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。

（乙の損害賠償請求等）

第２５条　乙は，甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし，当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。

(1) 第１９条又は第２０条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第１１条第２項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては，乙は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（複写機等及び消耗品等の撤去）

第２６条　乙は，契約が解除された場合又は本契約が満了した場合は，速やかに複写機等及び消耗品等を撤去しなければならない。

（費用の負担）

第２７条　この契約の締結に要する費用及び，複写機等の設置並びに撤去に要する費用は，乙の負担とする。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第２８条　乙は，当該契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは，甲に対し当該契約及び当該契約に係る変更契約による契約金額（単価契約の場合は，支払金額）の 100 分の 20 に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても，同様とする。

(1) 公正取引委員会が，乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第 20 条第２項において準用する場合を含む。），第８条の２第１項若しくは第３項，第 17 条の２又は第 20 条第１項の規定による措置を命じ，当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が，乙に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）又は第７条の９第１項の規定による課徴金の納付を命じ，当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 乙が，独占禁止法第 77 条第１項の規定により提起した抗告訴訟において訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては，その代表者又は役員，代理人，使用人その他の従業者）に対し，刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は，談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において，その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。

３　乙が第１項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは，甲はその支払わない額に当該指定する期　間を経過した日から支払をする日までの期間について，その日数に応じ，年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

４　第１項の規定に該当する場合においては，甲は契約を解除することができる。

（紛争の解決）

第２９条　この契約について甲と乙との間に紛争を生じたときは，甲，乙双方協議のうえ決定した者に仲裁を依頼し，その裁定に従うものとする。

２　前項の紛争解決のために要する費用は，甲，乙双方平等に負担するものとする。

（その他）

第３０条　この契約は，岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。

２　翌年度以降において，この契約に係る歳入歳出予算が減額又は削減された場合は，この契約を解除する場合がある。

（補　則）

第３１条　この契約に定めていない事項については，必要に応じて甲，乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として，本書２通を作成し，甲，乙双方記名押印のうえ，各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　甲　　岡山市北区大供一丁目１－１
岡山市
岡山市長　　大　森　　雅　夫　　（印）

供給者　乙

（印）